

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、健康診査事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 妊娠の届出の受理 2. 母子健康手帳の交付 3. 保健指導結果の入力 4. 妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導の管理 5. 妊婦・乳幼児等の健康診査(歯科も含む)の受診結果の入力 6. 低体重児の届出の受理 7. 各種集計・統計
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 妊婦・母親情報ファイル 2. 乳幼児情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番70 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号及び主務省令で定める命令第2条の表 (情報提供) 80、95の項 (情報照会) 95、96の項 2. (番号法)第19条第8号に基づく主務省令 (情報提供) 82条 97条 (情報照会) 97条 98条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康政策課保健センター
②所属長の役職名	保健センター 所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部健康政策課保健センター
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者限定し、ICカードとパスワードによる認証を行っています。事務取扱担当者はユーザーIDとパスワードで識別しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	河野 恵子	木戸 貴美佳	事後	
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	木戸 貴美佳	保健センター 所長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	I 1. ①事務の名称	健康診査及に関する事務	健康診査及び母子健康包括支援センターが行う事業に関する事務	事後	
令和2年3月13日	I 1. ②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導を行う。	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を行う。	事後	
令和2年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7項及び別表第二(情報提供) 項番56の2	1. (番号法)第19条第7項及び別表第二(情報提供) 項番56の2, 69の2	事後	
令和4年3月16日	I 4. ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7項及び別表第二	1. (番号法)第19条第8項及び別表第二	事後	
令和5年5月2日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム (4を追加)	事後	
令和5年5月2日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保健センター	福祉部健康政策課保健センター	事後	
令和5年5月2日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部保健センター	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部健康政策課保健セ	事後	
令和5年5月2日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和5年5月2日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和7年3月28日	評価書名	健康診査及び母子健康包括支援センターが行う事業に関する事務 基礎評価項目	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年3月28日	I 1. ①事務の名称	健康診査及び母子健康包括支援センターが行う事業に関する事業に関する事務	母子保健に関する事業に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 1. ②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 妊娠の届出の受理 2. 母子健康手帳の交付 3. 保健指導結果の入力 4. 妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導の管理 5. 妊婦・乳幼児等の健康診査(歯科も含む)の受診結果の入力 6. 低体重児の届出の受理 7. 各種集計・統計	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 妊娠の届出の受理 2. 母子健康手帳の交付 3. 保健指導結果の入力 4. 妊産婦、新生児、未熟児等の訪問指導の管理 5. 妊婦・乳幼児等の健康診査(歯科も含む)の受診結果の入力 6. 低体重児の届出の受理 7. 各種集計・統計	事後	
令和7年3月28日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番49 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番70 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I 4. ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8項及び別表第二(情報提供) 項番56の2, 69の2(情報照会) 項番69の2, 70 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)30条, 38条の3(情報照会)38条の3, 39条	1. (番号法)第19条第8項及び主務省令で定める命令第2条の表(情報提供) 80、95の項(情報照会) 95、96の項 2. (番号法)第19条第8項に基づく主務省令(情報提供) 82条 97条(情報照会) 97条 98条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。